

「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし
誰もがともに生きる社会づくり条例」(素案)
パブリックコメント実施結果

2023年12月

町田市地域福祉部障がい福祉課

「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし
誰もがともに生きる社会づくり条例」(素案)
パブリックコメント実施概要

2023年9月に公表した、「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について、市民の皆さまのご意見を募集しました。

1 意見の募集期間

2023年9月1日(金)から2023年9月29日(金)まで

2 意見の募集方法

(1) 以下の施設での資料閲覧・配布

- ・障がい福祉課(市庁舎1階)
- ・広聴課(市庁舎1階)
- ・市政情報課(市庁舎1階)
- ・男女平等推進センター(市民フォーラム3階)
- ・各連絡所
- ・各市民センター
- ・各障がい者支援センター
- ・各子どもセンター
- ・町田市子ども発達センター
- ・教育センター
- ・生涯学習センター
- ・各市立図書館
- ・町田市民文学館ことばらんど
- ・商工会議所

(2) 市ホームページにパブリックコメント実施概要を掲載

(3) 「広報まちだ(9月1日号)」にパブリックコメント実施概要を掲載

3 寄せられたご意見の件数・内訳

電子メール、ファックス、郵送等を通じて、29人の方から、84件のご意見をいただきました。

ご意見の項目別の内訳は次頁のとおりです。(おひとりから複数の趣旨のご意見をいただいた場合は、主旨ごとに分割して集計しています。)

<項目別ご意見件数>

ご意見の対象（項目）	掲載ページ	件数
条例名	P 3	2 件
第 2 条（定義）	P 3～6	1 4 件
第 4 条～第 6 条（責務）	P 6～8	5 件
第 7 条（障がい者等の役割）	P 8	1 件
第 8 条（不当な差別的取り扱いの禁止）	P 9	1 件
第 9 条（合理的な配慮）	P 9～1 1	9 件
第 1 0 条（相談等）	P 1 1～1 2	5 件
第 1 1 条（助言又はあっせんの申立て）	P 1 2～1 3	3 件
第 1 4 条（勧告及び公表）	P 1 3	1 件
条例全体	P 1 3～1 5	3 件
条例の理解啓発・周知方法	P 1 5～1 7	9 件
上記以外	P 1 7～2 4	3 1 件
合計		8 4 件

※ご意見の概要については出来る限り原文のまま記載しておりますが、個人・企業が特定される情報については削除・修正をさせていただきます。

※ご意見の中の「障害」ということばについては、「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記しております。

ご意見の概要と市の考え方

○条例名に対するご意見（2件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
1	第一印象は、条例名が少し長いと感じましたが、思いを伝えたい意気込みを感じました。	ご意見いただきまして、ありがとうございました。
2	一般の市民にとってわかりやすい「町田市障がい者差別解消条例」または「町田市障がい者差別禁止条例」とする。一般市民に対する啓もうの上でも単純でわかりやすい言葉を使った方が良い。ちなみに韓国の法律では強制力が強いので「禁止」と言う言葉になっているようだ。	町田市が目指す共生社会を実現することを明示し、市民や事業者の方々にその思いを浸透させていくという考えから、「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」という名称としましたので、条例名称については原案のとおりとさせていただきます。

○第2条（定義）に対するご意見（14件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
3	第2条「(1) 障がい者」にある障がい者の定義(?)に難病患者、内部障がい者、LGBTQも具体的に明記してください。 この記載だと多分ですが「その他」に含めようと思われているのだと思いますが、すでに障がいのピアサポーター研修に「難病」が対象になりまた総合支援法でも難病は対象になっています。またその他とされてしまうことにより、ただでさえ差別を受けて生きている方たちに疎外感また障がい者の中での差別感が生まれ兼ねません。特に今あげた障がいは「見えない障がい」と言われ根性論で片付けられやすい対象の側面を多くはらんでいます。 そのような観点からも、具体的な名称の記載を望みます。	難病に起因する障がいがある者も「障がい者」の定義に含まれます。 しかし、症状や程度により難病に起因する障がいのない方もいることから、難病そのものを障がいと規定せず、条例の定義は原案のとおりとさせていただきます。 一方で、内部障がいや難病をはじめ、外見からはわかりにくい障がい者への合理的な配慮については課題と捉えています。 また、性の多様性について、町田市は「町田市性の多様性の尊重に関する条例」での取組みを通じて、生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。 いただいたご意見は、条例解説の記載や今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。
4	第2条の(1) 障がい者の定義について…その他の心身の機能障がい、とある「その他」を「内部・難病障がい、LGBTQ など」と明記して欲しい。【理由】：その他で括られてしまうと、その他に当てはまらないと思われるためです。現在、内部・難病やLGBTQの方々への配慮が進められている中で明記しないことに違和感を感じますし、逆行しているように思います。	

5	第2条（定義）（1）障がい者 「その他」の前に内部・難病障がい者を追記。 その他の後に（LGBTQ等）を記入。「相当」を削除。表現が曖昧。人によって解釈が変わる。単純に「相当な制限」とはどのようなものかわからない。	
6	第2条（1）障がい者 「その他」を「内部・難病障がい者・LGBTQなど」も明記する。 「その他」とまとめてしまうと、わかりにくいハンディの人が取り残される気分になると思うから。	
7	第2条（定義）「（1）障がい者」 「相当」という言葉が用いられていますが、この「相当」とは主観が混じることが多く、この主観が多く差別を生む温床にもなっているため「相当」という文字はカットし「必要な合理的配慮に対しては行政で補助を行うこと」を追加していただきたいと考えます。	「障がい者」の定義は、障害者基本法及び障害者差別解消法の規定に合わせて定義しているため、原案のとおりとさせていただきます。 合理的な配慮の提供に関する行政からの補助については、今後の取組の参考にさせていただきます。
8	第2条（定義）「（1）障がい者」継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態の「相当」をカットし必要な合理的配慮に対しては行政が補助を行うに変更して欲しい。【理由】：表現が曖昧で、人によって解釈が変わるため。	
9	第2条（定義）「（1）障がい者」の「相当な」をカット。※表現が曖昧。人によって解釈が変わる。「必要な合理的配慮に対しては行政で補助を行うこと」を追加。 「相当な」は見た目ではわかりにくい人々が、自分は「相当な」ではないからと思う人も出てくると思うから。	
10	第2条（定義）「（3）社会的障壁」の解説にある内容、例を明記していただくことを前提とし、「社会的障壁」の事例に ・店舗など公共性の強い施設に入室（入口から入れたとしても）出来ても、トイレがバリアフルで使えない等 入口の概念が店舗の入り口だけに解釈がなされないような記載の工夫を求めます。	
11	第2条（定義）「（3）社会的障壁 解説の、○事物：通行や利用がしにくい施設、設備等」について、精神障がい者を配慮した記述が無いことに違和感を覚えます。例えば、成田空港等には精神障がい者の存在を意識したカームダウンスペース・クールダウンスペースが設置されて	

	<p>おり、精神的なストレスの緩和に役立っているようです。この様に、見た目には気が付かれにくい精神障がい者の為の施設・設備の充実を希望します。このことに関連する記載が、11ページの表、第9条（合理的な配慮）「（6）医療又はリハビリテーションを提供する場合」の例に、「・人が多い待合室では落ち着かない方のため安心できるスペースを用意する」とあります。この様な記載が、条例全般に渡り必要で、精神障がい者をはっきり意識した文言であると良いかと思われます。</p>	
1 2	<p>第2条（定義）「（4）障害の社会モデル」について 当事者の意見が取り入れられている部分と、取り入れられていない部分があると感じる。 店舗側は「合理的配慮」をしているように見えるが、せっかくスロープが設置されていても傾斜が急すぎて、一人では利用できないこともある。車椅子を使っている人と一緒にスロープの傾斜まで検討して設置すれば、使えないスロープが合理的配慮として作られてしまうことはなくなるので、一度作った設備を使えないことがわかってから作り直すよりも時間も手間もかからず済ませられる。また、事業者も余計な費用を掛けずに済むので、結果的に双方にメリットが残るのではないか。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
1 3	<p>第2条（定義）「（6）合理的な配慮」について…障がいの状況等に応じて、とある「状況等」を重度の障がい者、軽度の障がい者（目には見えにくい障がい者）が個々の場面において必要かつ適切な状況の変更又は調整、と表現を検討して欲しい。 【理由】：障がい者は、車いすユーザーなど目に見える障がいに着目されがちで、まだまだ理解が不十分です。見目で判断されてしまい、嫌な思いをしている人は沢山います。よって、あえて軽度障がい者、目には見えにくい障がい者と明記して欲しいです。</p>	<p>見た目ではわかりにくい障がい者への合理的な配慮については、課題と捉えています。重度・軽度を含め、障がいの内容は様々な状況が想定されることから、原案のとおりとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
1 4	<p>第2条（定義）「（6）合理的な配慮」の「状況」に障がいの状況（重度・軽度など）を追加。 車いす利用者以外でも歩行困難な人々は多くいます。しかし、ことばらんどや、ひなた村などの車いすマークの駐車場に、車いすを使用していない歩行困難者が停めると職員から注意を受けることがあるようです。周りが、見目で判</p>	

	断しないよう「障がいの状況等」よりも障がい「の状況（重度・軽度など）」にした方が、広く皆様にわかってもらいやすいと思うから。	
15	第2条（定義）「（6）合理的な配慮」について…社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。を、その負担が過重である場合は、行政が責任をもって行うものとする。に変更して欲しい。【理由】：過重と判断されてしまい、結果なにも変わらないのであれば、この条例は意味をなさなくなるから。	合理的な配慮については、市、事業者、市民の責務として、関係当事者の双方による建設的な対話を通じて行われるとさせていただきますので、原案のとおりとさせていただきます。
16	第2条（定義）「（7）障がいを理由とする差別」の「障がい者の権利又は利益を侵害する」とあります。 最近ですが、新型コロナが5類相当となり、現状文科省からの通達でリモートでの授業の停止が言われたことで、持病（難病）により感染に対して注意を要するがワクチンを打つ事さえ難しい生徒に対する「合理的配慮」が出席停止という対応がなされ当該生徒の教育を受ける権利が侵害されることが他県ではありますが起こっています。 確かに官庁からの通達は大事だとは思いますが、町田市独自でこの条例を制定する動きをしてくださるのですから、生徒の教育が受ける権利を侵害されるような方法が「合理的配慮」とされることの無い条例としていただきたいと思えます。	いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。

○第4条～第6条（責務）に対するご意見（5件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
17	第4条市の責務について 商業施設など、館内がバリアフリーになっているのに、入り口のドアが手動で、一人では利用しづらいことがある。バリアフリーを「努力義務」としているのに、一部がバリアフリーになっていないことも、行政には問題ないのだと思うし、事業者も館内がバリアフリーになっているから、努力して対応しているということで終わってしまうと思う。商業施設の案内表示にも、入口のことまでは明記されていないが、体の不自由な方も使える施設を作るなら、入口の部分から開けやすいものにする必要があると思う。手動のドアは、車椅子だけでなくベビーカーの場合も使いづらい。お年寄りがカートを引きながら通ったら、けがにつながる可能性もあ	いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。

	<p>る。手動ドアをすべて自動ドアにするのは難しいと思うが、せめて、開けてもすぐに閉まってしまうないようにするなど、対策はできると思う。「みんなが住みやすい街」を掲げるのであれば、入り口のドアを閉まらないように固定するなどの工夫する余地はいくらでもあるはずである。入り口部分を工夫することについては、普通の人の感覚では気付かないことが多いと思う。そのため、館内だけでなく入口も整備することを、行政が指導することも検討してもらいたい。</p>	
18	<p>第4条と第5条の最後に、必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない。と明記して欲しい。【理由】：当事者の意見を聞くのは、当然だと考えます。</p>	<p>町田市は、市民協働のまちづくりを推進し、政策の内容をより良いものにするために、パブリックコメントや市政要望をはじめ、広く市民の意見を聴く機会を設けています。事業の実施にあたっては、障がい者だけでなく、高齢者や子ども等、様々な関係当事者の声を聴いてまいります。</p>
19	<p>第4条「4市は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない。」を追記。 第5条「(5)事業者は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない」を追記。 施工前、設計段階で多様な障がい者等の意見を取り入れた方が施工費用はあまり変わらないとレクチャーを受けている。【DPI日本会議 (Disabled People 's International の日本支部のようなもの)】 例えばマイナンバーカードを使用すればコンビニ等に置いてある複合機で住民票を取得可能とデジタル省はアピールしているが車椅子利用者は複合機の形状上、利用できない。他にも銀行のATM等、多く存在する。これらの機器も事前聞き取りが必要である。ちなみに事前聞き取りは今から新規に施工されるものや建物、機器の更新時(大規模修繕等)においてのみ必要となる。 ちなみにTokyo2020の新国立競技場ではDPI日本会議主導で多様な障がい者団体(14団体)が集まり設計段階から意見を出し合って完成させた。同じような成果物は競技場にとどまらず、電車の車内形状や船舶等～多岐にわたり増加傾向にある。</p>	
20	<p>第4条 障がい当事者の意見をしっかりと反映させてほしいので、「4市は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければな</p>	

	<p>らない」を付け加えたらどうか。</p> <p>第5条 上記と同様に「(5) 事業者は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない。」を追記してほしい。</p> <p>バリアフリーやユニバーサルデザインを謳っている事柄は多々見かけるようになったが、実際には障がい当事者はもちろん、支援者、使用者にとって使いにくいものも多く見受けられる。差別解消に向け取り組んでいただけることはありがたいが、それが無駄な努力にならないよう取り組んでいただきたい。</p>	
2 1	<p>第5条と第6条の事業者と市民等の責務として、(1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深める→ってどうなのでしょう？興味もない人がどうやって、主体的に理解を深めるところまでたどり着けるんでしょう？現実味がなさすぎます。</p>	<p>障がい者差別をなくすためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠であるため、広く市民に条例の趣旨を理解してもらえようように周知啓発をしていきます。</p>

○第7条（障がい者等の役割）に対するご意見（1件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
2 2	<p>第7条にあてはまるか分かりませんが、障がい者に対する思いやりの心を強く求めます。教育であったり、啓蒙活動であったり。いくら町をバリアフリー化したところで、障がい者が使えなければ意味がありません。</p> <p>娘が車イスです。車で外出時に優先スペースに車を止めないと、車イスへの移乗が難しいのですが、健常の方が停めている事が多く、あきらめる事は日常、とても多いです。私が娘の乗せ降ろしをしている隣の優先スペースに何の躊躇もなく車を停めて、スタスタ歩いていく人を見る度にとっても悲しくなります。</p> <p>トイレも同じで、バリアフリートイレは数が少ないのに、好んで使っている健常の方も多いです。「その広いスペースが必要な人達がいる」という事が分かっていないのでは？と思います。</p> <p>エレベーターも優先マークの付いている所に並んでいても、混んでる時に譲ってくれる人は稀です。</p> <p>皆さんが思っている以上にモラルは低いです。いろいろある障がい者の為の資源が使いやすい世の中を望みます。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

○第8条（不当な差別的取り扱いの禁止）に対するご意見（1件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
23	<p>前文から第7条までは、目的を達成するための文で、この内容はそのまま理解するものとし、第8条・第9条に不当な差別的な取り扱いの禁止・合理的な配慮の内容、現場において不服な場合第10条から第14条による第三者にゆだね判断を仰ぐ構成と理解しています。</p> <p>この内容を実社会の中に如何に市民・事業者理解し実践してもらう事が最終目的と思えます。そして極力第10条に至らないよう、条例施行後市民・事業者理解を求める事が重要と考えます。</p> <p>そこで、条文に2002年に公布された「障害者補助犬法—補助犬の同伴の受け入れを義務化する法律—」を条文あるいは、例文に記していただき、それを根拠に第8条（不当な差別的な取り扱いの禁止）第9条（合理的な配慮）の例文に「補助犬の同伴を拒否してはならない」等の文言を加えたい。</p> <p>最後に、施行後市民・事業者に対し周知徹底の方策の実行をお願いします。</p> <p>※ 新たに事業の許可等の申請時、担当部署より説明し承後その証として、事業所（店頭）に掲示するものを渡してはどうでしょうか。 （…条例を「推進、遵守・・・等々」しますとでも。</p>	<p>「身体障害者補助犬法」の周知についても大切なことと考えています。具体例の提示などを含め、いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>

○第9条（合理的な配慮）に対するご意見（9件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
24	<p>第9条の（合理的な配慮）についてです。</p> <p>まず、「（7）福祉サービスを提供する場合」を「（7）福祉サービス・介護保険サービス等」としてください。</p> <p>国の制度また通達により現状権利が奪われている例が散見されています。</p> <p>介護保険の適用内容などは著しく、当団体にも障がい当事者からの介護保険への家族などの対応、また家族を理由にしたサービス拒否などの相談があります、これはひとえに高齢者の活動に対する認識不足及び制限に他なりません。</p> <p>介護する側が、障がい者である現状がある以上、高齢者に対する差別もまた高齢であっても障がい者に変わりはないので「介護保険サービ</p>	<p>いただいたご意見を参考に、条例素案の文言を修正いたしました。</p>

	<p>ス等」を是非追記していただきたいと思いません。</p>	
25	<p>「(7) 福祉サービスを提供する場合」の「福祉サービス」の後に「介護保険サービス」を追記。</p> <p>障がい者は介護手段として障がい者介護と介護保険による介護の2つがあり、それぞれ介護内容が異なる。例えば外出介護が必要であっても介護保険による外出介護は不可能となっており、散歩等で介護者の助けを借りて外出することは出来ない。ちなみに障がい者介護では可能。同じ障がい者であっても「出来たり」、「出来なかったり」するのはおかしい。</p> <p>本条例に明記することにより介護内容の違いを解消したい。</p>	
26	<p>「(13) 意思の図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合」の例に「手話通訳者を設置する」が抜けている。文字で発信・受信ができない人への配慮を、常に念頭においてほしい。</p> <p>盲ろう者の通訳・介助者を、ろう者が担うこともあるので、主催者側は参加者・介助者に合わせた情報保障をしてほしい。</p>	<p>具体例の例示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。</p>
27	<p>「女性障がい者が出産・子育てを行う場合」も項目に入れてください。</p>	<p>合理的な配慮の定義（第2条（6））において、障がい者の年齢や性別に応じた合理的な配慮の提供を規定しています。また、出産については第9条「(6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合」、子育てについては「(9) 保育を行う場合」に含めていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>ご意見の趣旨につきましては、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
28	<p>第9条(合理的配慮)について…女性障がい者が出産(不妊治療を含む)・子育てを行う場合を明記して欲しい。【理由】：女性障がい者が子供を産み育てることへの偏見や情報の少なさに問題を感じています。</p>	
29	<p>第9条の項目に「女性障がい者が出産・子育てを行う場合」を追加。</p> <p>女性障がい者が結婚や出産の話をするのは、20～30年前よりも話しやすくなりましたが、いまだ配慮に欠けていると思います。小人数ながら女性障がい者が子育てをしている現実を知っていただきたいので追加を希望します。</p>	
30	<p>第9条の合理的配慮の例については、障がい者の意思をもとに行われる場合が多いと思います。当事者との意思疎通を図る事の重要さが書かれている「(13) 意思の図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合」については、(1) から (12) までの全ての事に通じていると思うので、合理的配慮の例ではなく、</p>	<p>第9条の(1) から (14) では、合理的な配慮を行う場面や手段を列記しています。「(13) 意思の図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合」の場面においても、当然に合理的な配慮を行う必要がある</p>

	第9条の本文の中に取り込めないでしょうか。	と考えるため、場面の列記に含めています。ただし、様々な場面において関わることであり、いただいたご意見を参考に、構成を修正いたしました。
3 1	合理的な配慮の内容について「(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供する場合」の例、文字情報以外の案内方法（音声・点字）を用意するとあるが知的障がいのある人のためのコミュニケーションボードも加えて欲しい。 (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合、(6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合も同様。 12ページ：「(1 2) 選挙を行う場合」知的障がい者向けの選挙公報も用意して欲しい。	具体例の例示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。
3 2	障がい者に対する差別や配慮は必要と思いません。しかし条例ができることで、障がい者が優位な立場になることは避けたいです。 例えばお店で人手がないにも関わらず、障がい者の入店をお断りした場合は合理的配慮がないと決めつけてしまうことが善なのでしょうか。お店側の状況や体制などが考慮されないのはおかしいと思います。他のお客さんや周りの人々の手助けが自然発生的に生まれるような社会ができるよう行政と共に民間企業も巻き込んでいけばよいと思います。	この条例は、障がいの有無にかかわらず、それぞれが対等な立場で相互理解のもと差別の解消に取り組み、ともに生きる社会の実現を目指すものです。いただいたご意見を参考に、本条例の趣旨を周知啓発していきます。

○第10条（相談等）に対するご意見（5件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
3 3	第10条 2の委託相談機関は、特定相談を受けたときは、とあるが、差別相談などの呼び名に変更して欲しい。【理由】：特定相談は、特定相談支援と間違えやすく混乱してしまうため。	いただいたご意見を参考に、条例素案の文言を修正しました。
3 4	第10条「特定相談」→日常生活における個別支援計画など様々な計画との違いをわかりやすくする為に「差別相談」とはっきりした方がよいのではないかと感じました。	
3 5	第10条 3の最後に(4) 必要に応じて第11条のあっせんへの手続きにつなげる、と明記して欲しい。【理由】：相談を受けただけであっせんにつながらないのではないかと危惧している。あっせんにつながらないと、この条例は意味をなさなくなると思います。	この条例では、障がいを理由とした差別に関する相談が発生した場合には話し合いにより解決を図ることを基本としています。しかし、当事者間での解決が困難な場合に助言又はあっせんの手続きなどの解決策を採る

		ていくこととなります。そのため、第10条で「相談」、第11条で「助言又はあっせんの申立て」を分けて規定しています。
36	14ページ：障がい者支援センターで差別を感じた場合はどこへ？	障がいを理由とする差別を相談できる場所につきましては、市又は市が委託する相談機関が窓口となって相談を受け付けます。
37	差別を罰則するよりも、話し合っ解決できるような場を作ってほしい。	この条例では、障がいがある人に対する差別に関する相談が発生した場合には話し合いによる解決を図ることを基本としています。

○第11条（助言又はあっせんの申立て）に対するご意見（3件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
38	第11条の障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護するもの、とある、保護を支援に変更して欲しい。【理由】：障がい者は、保護される対象ではないからです。 第11条の障がい者及びその家族について、その家族を当該障がい者を現に保護する家族に変更して欲しい。【理由】：上記の保護を支援に変更した場合、家族は、支援者とは呼ばないので、保護という言葉が妥当だと考えました。	知的障害者福祉法（第十五条の二 第1項）の知的障害者相談員の規定にある「保護」という文言を引用しているため、原案のとおりとさせていただきます。
39	第11条 「障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者もの」について。 障がい児の家族であれば保護という文言でも良いと思うが、家族以外では保護より支援としたほうが違和感がない。（近年では、家族も支援者と扱う考え方も出てきている）こちらを「障がい者及び当該障がい者を現に保護する家族、後見人・補佐人等当該障がい者を現に支援する者」としたらどうか。	
40	第11条 差別事案に対する助言・あっせん申し立てについて、「家族等が申し立てをしようとする場合において、当該申し立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない」とあるが、誰が「当該障がい者の意に反している」事を決めるのでしょうか。判断基準も設けないと、公正な判断に	相談受付からあっせんの申し立てに至るまでの間に、障がい者本人の意思を尊重するように対応してまいります。

	ならないのではないのでしょうか。	
--	------------------	--

○第14条（勧告及び公表）に対するご意見（1件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
4 1	<p>何処に公表するのか公表場所を明記。（例えば町田市のホームページ、市民がいつでも参照できる場所）</p> <p>公表する意味は障がい者等やベビーカー利用者が事前に状況把握出来るからである。例えば町田市は定期的に成人健康診査受診券を対象者に送付しているが、同封されている受診可能病院の記入されている用紙には車椅子では受診できない病院も含まれている。公表内容を障がい者等が事前参照出来れば車椅子では受診出来ない事を事前に判断できる可能性が高い。（事前登録に問題があるが）</p>	<p>いただいたご意見は、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>

○条例全体に対するご意見（3件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
4 2	<p>聴覚障がいに関する内容が少ないように思われました。聞こえないから「文字」に変えればそれでよいではなく、受信力も発信力もその方の育ってきた環境により個人差が大きいです。マイナンバーカードに関しても高齢のろう者は内容を十分理解できていない方もいます。新しい制度が施行される時には説明の方法を「文章」「手話通訳」など選択肢を準備し、障がい福祉課の呼びかけによる説明会の開催を希望いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
4 3	<p>条例案の原案から差別解消法に対応したものを策定ということはわかりますが、障がい者の地域社会への参加と共生を目指す具体的なビジョンというものがわかりません。これまでの町田市の福祉のまちづくりの経緯や前提にこだわるばかりで、地域を取り巻くさまざまな差別を克服し改善しようという決意は本当にあるのでしょうか？</p> <p>そもそも条例原案7条の障がい者の役割の項目の文面は、障がい者の置かれた差別状況に寄り添うというより、「差別は町田市ではありえないことだから、障がい者は公共の一員として協力をしなさい」というニュアンスに読めます。障がいを持つ本人の立場に寄り添い、それまで</p>	<p>町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指しています。障がいがある人の困難や必要な配慮は、障がいがない人にはわからないことがあるという認識のもと、障がいがある人がその内容を発信すること、そして、障がいがある人もない人も協力し合うことを規定しています。また、兵庫県明石市の取り組みや条例などを含め、いただいた</p>

の社会の問題を明らかにして、自らを批判することをいとわず改めていくという仕組みが必要ではないでしょうか。

その仕組みのために、まず行政が差別をなくすための具体的な方策を明確にしてそのための財源にもとづいた助成・相談の仕組みを作っていたきたいです。兵庫県明石市の条例では、合理的配慮のための助成や相談（コミュニケーションツールやバリアフリーのための設備導入費等）の仕組みがあるので参考になると思いますが、そうした具体的な方策を明確にした仕組みを作ってください。

そして条例原案第15条の差別解消調整委員会については、苦情受付のような仕組みになっていますが、福祉サービス苦情調整事業との区別がわかりにくくなるように感じられます。単なるクレーム処理のような仕組みでは差別と向き合っているとは言い難いです。

また、この差別解消委員会については市長の諮問機関の位置づけとなっていますが、臨時開催のものではなく通年で開催し、継続的に地域での差別解消の課題を検討する場にしてもらいたいです。そして、市長への答申だけでなく、勧告も行える独立性を確保してもらいたいです。それは過大な要求でしょうか。

加えていえば、差別的事例に関連して、優生手術などの人権侵害の訴えを聞く場にもしてもらいたいです。ここで私の友人の当事者の方の例を挙げます。その方は障がいを持つパートナーと結婚したものの、結婚相手の親族の意向で優生手術を受けることに同意せざるを得なくなり手術を受けました。その後も子どもが作れなかったことで夫婦関係は次第に冷えていったようで、パートナーの不倫行為により離婚に至りました。

福祉施設はそうした本人の困難に対して十分なケアを行っていないようでした。また行政職員に対してその事実を私から伝えても、忌まわしく思っても深刻に問題意識を持って対応していただけませんでした。友人は苦悩を吐露しつつも、自らの重い喪失体験の無力感から脱する事が出来ないようでした。

障がいを持つ人がそうした無力感に陥らないような差別解消の仕組みを作っていたきたいと思います。

ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

4 4	<p>情報伝達と共有を平等にするため、障がい者の享有を保証と確保すること。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除く必要がある。 ・全ての障がい者がひとりの国民として社会、文化、経済などのあらゆる情報を充分に取得できるグローバルな社会を推進する。 ・自然災害いわゆる地震、水害などを迅速な伝達かつ周囲の現場で対応する手段として、その必要とする情報を十分に共有できるインフラ整備を促進する。 ・全ての障がい者が自立できる暮らしを成すために“自由権的権利”及び教育、労働などの“社会権的権利”について、平等な享有を考案する。さらに障害者権利条約に基づく締約国が取るべき措置を定め、様々な援助及び支援とともに相互に人格と個性を尊重し合っていく。 	<p>いただいたご意見は、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>
-----	---	--

○条例の理解啓発・周知方法に対するご意見（9件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
4 5	<p>昨年障がい者団体や当事者への聞き取りがありましたが、文章に書いたものを渡されたままでは自分の気持ちをどうやって書いたらよいかわかりません。手話通訳を介し市の担当者が「聞き取る」という形態に変更してほしいです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
4 6	<p>町田市民病院での認知症検査時に「文字があるので手話通訳は外へ」と言われたことがありました。読んで理解できないことがたくさんあるから手話通訳と一緒に受診しています。医療ソーシャルワーカーへの周知徹底をはじめ、町田市職員、町田市民の方々への理解に向けた取り組みをお願いいたします。啓発動画などで手話の必要性を広めてほしいです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
4 7	<p>素案にある解説などを併記して欲しいです。でないと、読む方により解釈がどうしても変えられてしまい兼ねないものがあると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
4 8	<p>回転寿司屋に行った時の事、経験です。私とヘルパーさん2人で来店し人数を伝えました。私は車いすで生活しています。店内を軽く見た感じでは玄関近くの席のみ私達が着席できる認識でした。奥は通路が狭く、私の車いすが入らないからです。先客が1名いましたが定員さんは</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

	奥の空いた席ではなく私達が着席できそうな方をその人に案内しました。私たちが案内されるのに更に時間がかかってしまいます。お昼どきの忙しい時間帯ではありましたが、もう少しだけ配慮していただけると私以外の方もスムーズに席に着けるのではないかと思います。皆がより良い生活ができる様にご指導していただくと幸いです。	
49	子ども子育て会議で検討している「町田市子どもにやさしいまち条例」では条例策定に合わせて、ガイドブックやリーフレット（小学生・小中高生・大人向け）が作成される予定になっています。こちらでは条例毎に趣旨や解説がついていますが、福祉関係に興味薄い人や文字だけでは理解が難しい人もいますので、同じようにガイドブックを作成してください。用語の説明やイラストも使用すればこういった人達や子どもも理解しやすいのではと思います。（特に8条・9条の合理的配慮の具体例）	条例施行に向け、子どもや障がいがある人にも、本条例の趣旨が伝わりやすい内容・伝え方を検討しております。いただいたご意見を参考にリーフレット等の手法も含め周知啓発していきます。
50	全体的に見て、とても分かりにくいです。町田市子どもにやさしいまち条例のように分かりやすいリーフレットや子ども向け、知的障がい者向けのものを作って欲しいです。条例で障がい者差別の理解啓発をしてくださるなら、誰にでも分かる明確な差別以外にも、当事者が感じる差別、「障がいがあるのにエライねえ」「障がいがあるから優しくしてあげましょう」（←学校の先生あるある）のようなものも差別であることが理解できるようリーフレットを作って欲しい。紛争解決以前に差別をなくす方に力を注いでほしいです。	
51	条例の内容をわかりやすくまとめたパンフレットなどを作ってほしい。	
52	条例の策定に期待しております。一般市民の無理解・無関心が、何気ないこと→大きな差別に繋がっていくと思います。理解啓発をこれまでとは違う切り口で進めて行くことが必要です。（具体的に思いつかないのですが…）（相談等）で、窓口は障がい者支援センターを想定されていますが、現在の業務にプラスされひっ迫しませんか？相談員としての研修も必要です。蛇足ですが、最近のスーパーは自動レジが増えて高齢者が戸惑っている様子を目にします。このようなことも合理的配慮の対象になるのでは	

	ようか？	
53	<p>バスを降車する際に、割引のために障害者手帳を運転手に提示していたところ、後ろの乗客が私を追い抜いて先にタッチして行きました。その乗客が私のリュックにぶつかっていたら本当に危ない。</p> <p>住まいの説明会でろう者のための通訳者がじゃまと声がありました。</p> <p>住宅のことで相談があり、窓口の職員が筆談で対応していた時に、ペンでトントンと机を叩いていました。怒っているようで原因不明でした。耳マークが置いてあるのに。</p> <p>耳が聞こえないことを理由に携帯電話の案内を「時間だから」と断られた。まだ時間があるのに。</p> <p>耳が聞こえないことを理由にアパートを借りるのを断られました。</p> <p>ろう者（高齢者）に万が一が起こるのが心配のため、心がけて欲しい。突然倒れる場合のため、聴覚障がい者専用のSOS手話とか文字盤を壁に貼ってほしい。</p> <p>緊急避難情報通訳システム（光・文字・振動・音で知る携帯型受信機）</p> <p>耳マークを置いてほしい。置いていないところがある。</p> <p>高齢者やろう者の一人暮らしに手話通訳者と巡回訪問してほしい。</p> <p>災害対応マニュアルで聴覚障がい者向け・支援者向けを作成して欲しい。</p> <p>障がいのある人もない人も平等に生活できる社会をつかって欲しい。（高齢障がい者も含めて欲しい）</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組や障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>

○上記以外に対するご意見（31件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
54	<p>誰もが生活したい場所で生活できる権利があると思います。</p> <p>今回、介護している私たち（父母）が怪我をしたり、病気になり、また主人の高齢化も加わり、障がいのある息子が自由に生活したいという意思を汲み取り私は自宅でヘルパーさんの助けを借りながらの生活を選びました。</p> <p>今までは、居宅介護支援だけを使っていましたが、今回それに重度訪問介護の制度を追加でお</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>願いしようと思いましたが、町田市は両方の使用を認めていないという事でした。 今まで横浜市のヘルパーステーションを使っており、横浜市は両方認めているので町田市にもお願いしました。 しかし、どんなにお願いしても両方の制度を認めてもらえるのは不可能でした。 ただでさえ、ヘルパーさんになる方が減っている現実を目を向けていない行政だと思います。 若い子達はなかなか介護職に就こうとしないで、ますますの人手不足です。 息子は食事をとるのも難しく1年位かかってやっと食べさせられるヘルパーさんが育ちました。 また、永久気管孔になり、お風呂に入れる時も、少しでも水が入れば死んでしまいます。 永久気管孔の意味が判らずにその穴にカニューレの入った気管孔と同じようにシールを貼り窒息死させた事故の症例もありました。もう、口と鼻からは呼吸をしてなく、ただ一つの呼吸の穴だという事を普通の人達はまだ理解していません。 そんな危険性をはらんだ障がい者もいるんです。 是非とも、今までずっと世話して下さっていたヘルパーステーションを使いながら、夜中の介護を助けてくれる重度訪問看護ステーションとの併用を認めて欲しいと思いました。 国の法令云々よりも、現実的な必要性をみとめている横浜市や相模原市のようになってもらえるようお願いしたいと思います。</p>	
55	<p>車椅子用のトイレは割と普及し始めてましたが、なかなかトイレにベットがある施設が少ないです。 車椅子に座っている人の誰もがトイレに座れるとは限りません。 寝たきりでオムツをしている人もたくさん外出しています。 みなとみらいはほぼ全部の建物に介護用の折りたたみベッドが付いていて、外出しやすいようになっています。 全部のビルとはいいいませんが、せめて公共のビルには車椅子用トイレに折りたたみ式ベットの取り付けを義務付ける様にして頂きたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

56	<p>私の長男は身体障がい者手帳を持ち、車いすの生活をしています。車いす用トイレの増設、ベッド付車いす用トイレの増設を希望します。車いすユーザーが一定以上集まる催し、会合で、車いす用トイレが少なく、トイレが集中する時間（休憩時間、昼食前後）には、行列ができ間に合わないことがありました。</p> <p>私の息子が経験したのは</p> <p>①町田市民ホールでのイベント、車いす利用者15人以上、車いす用トイレ2</p> <p>②公民館での障がいがある人のための学習講座、車いす利用者5人、車いす用トイレ2</p> <p>③ポプリホール・ひなた村でイベント、車いす利用者10人以上、車いす用トイレ2</p> <p>トイレの建物を新たに作って頂きたいとは思いますが、それには費用・時間がかかると考えますので、例えば簡易的なパーテーションを作り、ポータブルトイレを置くなど、災害時のテント式トイレなどを各施設に置く、又は事前に借りれるようにするなどが考えられます。</p> <p>さらに息子の場合ですがベッド付トイレが必要です。（町田一中設置）ベッド付のトイレが見当たらない場合は、トイレ床に敷物を敷きその上に寝かせ、ズボン、パンツを脱がせ、トイレに座らせます。このような介助は、技術もさることながら腰を痛めることもあります（体重57kg）。できるヘルパーは限られています。</p> <p>このため、このトイレのある場所にしか外出ができず、自由に外出はできません。又同性2人ヘルパーを、外出のたびに派遣していただくことも、ヘルパー不足で不可能です。こちらも費用、時間がかかると考えますので、簡易的な折り畳みベッドをトイレわきに設置していただけたらと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
57	<p>庁内には赤色ランプが設置されておらず緊急時の大きな電光掲示板もありません。ろう者・難聴者等の聞こえない方々への緊急時の対応をしっかり整備してほしいです。</p>	<p>いただいた意見は、担当部署と共有し、今後の参考にさせていただきます。</p>
58	<p>一人暮らしなので急に体調が悪くなった時に緊急連絡が出来るような設備を付けてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
59	<p>タクシー割引券を支給してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
60	<p>介護タクシーは普通のタクシーの5倍高いので割引高くお願いします。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

6 1	それぞれの病院に手話通訳者も入れてほしい。	それぞれの病院で手話通訳者を設置することは難しいですが、ご希望に応じて手話通訳者を派遣してまいります。
6 2	<p>制定理由に「自分の役割や活躍の機会を得られ」と記載してくださっています。</p> <p>記載していただいた文章を拝読し、改めて重度な障がいがある方が支援を受けながら就労し、社会に参加をすることは大変意義があることだと思いました。</p> <p>川崎市では「川崎市重度障害者等就労支援特別事業」という事業で、重度訪問介護サービスと同じように就労中に支援を受けることができるようにしました。</p> <p>目黒区が就労支援制度を導入したことは東京新聞の1面に掲載されました。</p> <p>九都県市首脳会議は令和元年に重度障がい者が在宅就労中に支援を受けられるように厚生労働大臣に要望を出しました。</p> <p>町田市で就労中の支援制度を行っていただくことを提案いたします。</p> <p>ぜひ、重度な障がいがある方たちが就労し、社会参加できる環境にしてください。</p> <p>そのためには企業任せではなく就労中の公的な支援が必要になります。</p> <p>支援制度を導入していただけますと町田市がよりインクルーシブで魅力的な市になり、条例の効果が高まると思います。</p>	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
6 3	市役所窓口や地域センター窓口での対応において、精神障がい者への対応が不十分な為、利用が困難になることを度々経験しています。精神障がい者は、精神的に繊細であることが多く、煩雑な事務的手続きにストレスを感じやすく、又、窓口担当者の差別的態度や障がい者への偏見に敏感なことが多いと思われます。市の窓口業務を担当する方々への教育を徹底して頂くよう望みます。外部講師や当事者を招いて、精神障がい者への対応の仕方を学ぶ機会を是非、検討して頂きたいです。	市職員の障がい理解を深めるとともに、いただいたご意見を今後の取組の参考にさせていただきます。
6 4	市の利用しにくい制度として、障害福祉サービス（障害者総合支援法）の「行動援護」が挙げられます。精神障がい者は、身体的な障がい無くても、本人の努力では日常生活に必要な家事、外出等々が困難なことが少なからずあります。しかしながら、提供されているサービスは、当事者の「自立支援」に拘っており、あく	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

	までも一緒に行動する事を強要される感触があります。この事は、精神障がい者のニーズに合っているとは言えないと思います。精神障がい者が、より必要なサービスを受けやすくなるような制度への改善を望みます。	
6 5	保健所の支援体制についても、障がい者への取り組みとして一層の充実を求めます。他自治体においては、一人一人の障がい者に、担当の保健士が配置され、訪問看護サービス等と並んで日常的な支援を行っているようです。	いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
6 6	障がい者への支援体制の充実を図るために、ピアサポート活動の促進を望みます。市内の各作業所や通所施設等に、ピアサポーターを配置すること、又、ピアサポーター養成講座の開催などを検討して頂けるように期待します。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
6 7	意思疎通の円滑化を図るため、障害者が言語の選択と相互理解できる環境を推進すること。 【概要】 ・社会における多様性地域で障害の特性、言語、文化などの違いにより、生じやすい意思疎通に関する隔りがある。 ・目的に応じてバランス良く生かすため、共有理解を深めるとともに円滑に意思疎通を図ることが極めて重要である。 ・障害の特有のある者が非言語的コミュニケーション（手話、身振り、顔の表情などを含む）を必要とする場合、拒まないように努力する。 ・障害者の声を無視かつ軽視する態度は障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を意識し、「差別」と規定する。 ・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、相互に人格と個性を尊重する。	いただいたご意見は、今後の取組や障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。
6 8	手話は言語として認めること。 【概要】 ・手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識する上で、手話を使用しやすい環境づくりを推進する。 ・手話が音声言語と対等に位置付けられ、あらゆる理解と普及するよう、推進する。 ・手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現する。 ・手話への理解度を高めるために障害の有無に関係なく、手話を幼児の頃から獲得する環境や	（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例では、様々な障がいがある方への差別の解消や合理的配慮がなされることを目指しています。町田市独自の手話言語条例の必要性については、今後の検討課題とさせていただきます。

	<p>地域、周囲への促進を取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話を保守するための学習取得や研究の推進を可能にするものとする。 	
69	<p>全国さまざまな地域で手話言語条例が広がっています。ぜひ町田市でも制定していただきたい。手話を使うことで周りの人から偏見されることがあるので、市の広報やホームページなどに簡単な手話表現を記載し、市民に手話というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知してほしい。</p> <p>手話言語条例が制定され、もっともって環境が改善されることを願います。</p>	
70	<p>手話言語条例と情報コミュニケーション支援を設けてほしい。情報保障が大事な内容です。銀行・生命保険などの本人確認は電話対応のみとなっています。</p> <p>電話リレーサービス利用する場合は認められているところもあるが個人情報と言いたくないときもある。</p> <p>公的機関（病院・警察など）電話で問い合わせのことが多い。FAX・メールなど対応して欲しい。</p> <p>学校・専門校で手話を学ぶ場（教課として）作ってほしい、</p> <p>お店での対応（電化製品など故障時）筆談などめんどくさがるっている。対応してくれない。十分な説明をしてもらえない。</p> <p>公的機関（市民病院など）には常時手話通訳者がいて欲しい。</p> <p>全ての場面で情報保障が必要！！</p>	
71	<p>手話言語条例を認めてほしいです。小学校から「手話」という科目を取り入れて理解を広まっていけたら、手話通訳者という職業も増えたらうれしいです。どこに行っても手話が言語であたりまえな環境を作ってもらいたい。</p>	
72	<p>手話言語を要求。情報保障がないので困っている。</p>	
73	<p>緊急時の医療受診体制の整備。町田市民病院には手話のできる看護師、手話通訳を常時配置して欲しい。</p> <p>市庁舎内に電光掲示板、赤色灯を増やし、緊急時に対応できる体制を整えて欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
74	<p>代理電話サービスを導入して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
75	<p>遠隔手話通訳を導入して欲しい。</p>	<p>す。</p>

76	<p>遠隔通話サービスを導入してほしい。</p> <p>理由 緊急時（病院）で手話通訳者の派遣を依頼して断られたことがある。夜間の急病の時も依頼したくてもできない。筆談より情報を細かく得られる。手話通訳依頼申請が面倒。</p> <p>聞こえない人だけでなく、聞こえる人にもメリットがあるのだから、病院、公共施設、市役所などに広めてほしい。</p>	
77	<p>電車内に緊急時のお知らせが電光掲示されない。</p> <p>会社内の会議でパソコン要約筆記は社員がしてくれるが、意見を出せる状況ではない。どうしても遅れるので手話通訳をつけてほしい。</p> <p>携帯会社の窓口で筆談をお願いしているのに対応してくれなかった。携帯会社の案内がわかりにくい、時間がかかる。</p> <p>身体障害者手帳を提示したときに手帳をそまつに扱われた。</p> <p>都内の障がい者サービスは同一にしてほしい。</p> <p>バスの運転手によって対応が違う。</p> <p>聴覚障がいは情報・コミュニケーションに1番困っているので、情報をわかりやすくいつでも伝えてもらいたい。また逆にろう者の側から意見を言いやすい環境を作ってほしい。ろう者の中でも世代間の違いがあるため、お互いに交流を深めて、手話言語条例を制定して、手話の地位を高めること、聴覚障がいの理解を広める事が大事だと思う。</p> <p>通訳派遣、緊急時24時間通訳派遣ができる体制を考えてほしい。1人担当者を決めてメールでも依頼ができる等。</p> <p>UDトークなど、新しい便利なものもあるが、それを使えないお年寄りもいる。老若男女対応してもらえるツールを用意して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
78	<p>パブリックコメント自体にアクセスしやすくしてほしい。QRコードから回答フォームへ行ける、など、回答しやすくしてほしい。警察や病院などの方でも、障がい者への対応に困っているのではないかと手話言語条例が成立したら、コミュニケーション支援がもっと充実するのではないかと。銀行や保険会社での、本人確認に電話番号を強く要求されるが、聴覚障がい者には電話はできないことをもっと広く知ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
79	<p>相談や解決するための機関や合理的配慮をするために必要な予算を確保してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>

		ます。
80	<p>駅の発券窓口の受付時間が19時までなので困っています。健常者は24時間自動券売機で新幹線の切符を買える環境にあるのに関わらず、身体障がい者が新幹線の切符を買える時間が制約されているのが不公平にあたるのではないかと考えています。</p> <p>仮に身体障がい者の身に何か起きた場合、すぐには買えないとなると身体障がい者本人が一番困るのではないのでしょうか。</p> <p>せめて窓口の受付時間が終わっても駅員のいる改札口に発券対応していただくなど、対応方法を増やしてもらえると助かると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
81	<p>町田市に転入したときに、市役所で対応していただいた方について、身体障がい者が使用する車の減免について把握している人としていない人に分かれていました。具体的に身体障がい者の場合は健常者と違って自動車税が免除される条件として、車のナンバーが住んでいる地域であることマストであり、それは法律にも定められています。それを知らない人がいたので、こちらから説明して聞きたいことを聞くのにかなり時間を要しました。</p> <p>減免制度を知らない身体障がい者もいますので、市役所内においてもこういった知識が満遍なく広がってもらえると助かります。</p>	<p>市職員の障がい理解及び制度理解を深めるとともに、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
82	<p>お手洗いや部屋、会議室、学習室、図書館、病院などに警報サイレンや電子板を見てわかる場所に設置して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
83	<p>夜遅くに手話通訳を付けてほしい。文字通訳でもよい。インスタライブのようなもので通訳してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
84	<p>聴覚障がいのある会社員が安全に働けるように、会社・市役所などで対応して下さると助かります。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>